

平成 30 年 10 月 24 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

「市町村への再商品化合理化拠出金」の支払いについて

1. 「再商品化合理化拠出金」の支払いについて

当協会は、今年度も再商品化業務の一環として、容器包装リサイクル法第 10 条の 2 に則った、平成 30 年度分の市町村への拠出金（以下、「合理化拠出金」という。）の支払いを実施いたします。平成 30 年度分の合理化拠出金は、平成 30 年度に引き取られた全ての分別基準適合物の再商品化に係る手続きが完了した後、平成 31 年 9 月にお支払いします。

資金拠出制度では、分別基準適合物の再商品化にあらかじめかかると想定された額（以下、「想定額」という。）を、当該年度の再商品化に実際にかかった費用の総額（以下、「現に要した費用」という。）が下回った場合に限り、その差額の 1 / 2 に相当する金額が、合理化拠出金の支払い原資となります（次の計算式参照）。

$$\left(\text{A 想定額} - \text{B 現に要した費用} \right) \times \frac{1}{2} = \text{C 拠出金}$$

「想定額」は、「想定単価」（平成 26～27 年度の再商品化事業者への支払実績単価と平成 28 年度落札単価の 3 カ年平均値。平成 29～31 年度の 3 カ年固定適用）に、「想定量」（市町村の毎年の申込量＝契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まず。）を乗じて算出されます。ただしプラスチック製容器包装については、再商品化手法によって単価が大きく異なるため、手法毎の「想定単価」に「想定量」を乗じた金額の総和が「想定額」となります。

なお平成 30 年度分の「想定単価」、「想定量」、「想定額」は、＜表 1＞の通りです。

＜表 1＞ 「想定単価」、「想定量」、「想定額」（平成 30 年度分）

素材別／再商品化手法別		想定単価 (円／トン)	想定量 (トン)	想定額 (円)
ガラス びん	無色	4,551	106,594.000	485,109,294
	茶色	5,042	99,727.300	502,825,046
	その他の色	7,221	125,061.480	903,068,947
PET ボトル		972	201,602.791	195,957,912
紙製容器包装		918	21,613.801	19,841,469
プラスチ ック製容 器包装	材料リサイクル(トレイ)	40,417	408.211	31,797,052,970
	材料リサイクル(トレイ以外)	54,191	387,037.691	
	高炉還元剤化	36,579	36,065.947	
	コークス炉化学原料化	43,243	165,856.434	
	合成ガス化	37,149	62,322.236	

注 1) 想定量は特定事業者負担分のみ 注 2) 想定単価は消費税を含まず

一方で「現に要した費用」は、平成 31 年 3 月末までに引き取り 6 月末までに再商品化が終了したものを積算する仕組みで、平成 31 年 7 月まで確定できないため合理化拠出金の総額をお示しすることはできません。合理化拠出金の支払いは、再商品化に係る手続きが終了し、「現に要した費用」が確定した後の平成 31 年 9 月となります。

2. 「再商品化合理化拠出金」の配分方法について

合理化拠出金の個別市町村への配分方法について、各市町村の保管施設における分別基準適合物の「品質」基準に応じて総額の 1 / 2 が配分され、「低減額」への寄与度に応じて残りの 1 / 2 が配分されることが定められています。

「品質」による配分の基準は、<表 2>に示した通りです。これらの基準に該当する各市町村の引き渡し実績総量に対する、当該市町村の引き渡し実績量に応じて、拠出金総額の 1 / 2 が按分されます。(対象となるのは特定事業者負担分のみ。)

<表 2> 合理化拠出金の「品質」による配分の基準

対象素材	「品質」による配分の基準
プラスチック製容器包装	○当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が、当該年度 90%以上であって前年度に比べ 2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が 95%以上である場合であること *対象市町村は、指定法人のベール品質調査結果等を基に主務省庁で判定し、国が決定する。
ガラスびん／PET ボトル 紙製容器包装	○指定法人が定める「引き取り品質ガイドライン」の基準を上回る場合であること

一方で、「低減額」への寄与度に応じた配分は、当該指定保管施設の落札単価が、その再商品化手法の想定単価を下回った場合に配分対象になります。それぞれの保管施設における「かかる見込の費用」(想定単価と引き渡し量から積算)と「実際にかかった費用」(落札単価と引渡し量から積算)の差額を低減額とします。実際の配分は、{(想定単価×当該市町村の引渡し実績量)－当該市町村から引き取ったものの再商品化に現に要した費用}(0 以下の場合は 0 とする)の総和(各市町村低減額の総和)に対する当該市町村分の低減額の割合によって、拠出金総額の 1 / 2 が按分されます。

3. 平成 29 年度分の拠出実績 配分対象市町村数および配分総額は以下のとおりです。

<表 3> 配分対象市町村数および配分総額 (金額単位：円)

	ガラスびん (無色)	ガラスびん (茶色)	ガラスびん (その他)	PET ボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装	合計
配分金額	7,814,340	13,875,238	—	11,889,469	1,274,539	—	34,853,586
契約市町村数	964	1,016	1,239	1,212	146	1,104	1,565
引取実績有り市町村数	960	1,015	1,224	1,212	145	1,096	1,565
配分対象市町村数	960	1,015	—	1,212	145	—	1,418

注) ガラスびん(その他)、プラスチック製容器包装については、「現に要した費用」が「想定額」を上回りましたので、再商品化合理化拠出金はありませんでした。

4. 平成 30 年度分 再商品化合理化拠出金配分額試算式について【参考】

多くの市町村および一部事務組合のご担当者様から、「今年は大体いくら貰えるのか。」といったご質問を多くいただきます。個々の市町村への支払額をお約束できるものではございませんが、平成 31 年 9 月に支払を予定されている「平成 30 年度分合理化拠出金」について、ある程度の見込みを算出する『試算式』を準備致しました。

【前提条件】平成 30 年度分の合理化拠出金の見込み額（*）が以下となった場合を想定。

*（平成 30 年度の想定額－平成 30 年度の現に要した費用見込み）× 1 / 2 の算出式により当協会試算した見込みの数値

＜表 4＞平成 30 年度分の合理化拠出金の見込み額（金額単位：百万円）

対象素材	見込み額
ガラスびん無色	0
ガラスびん茶色	0
ガラスびんその他の色	0
P E T ボトル	0
紙製容器包装	1
プラスチック製容器包装	0

（1）紙製容器包装

平成 30 年度分につきましては、上記表のとおり、紙製容器包装のみ約 100 万円の合理化拠出金の発生が見込まれ、各市町村への支払いは以下の計算式に基づき算出いたします。

①「品質」による配分

$$0.5 \text{ 百万円} \times \frac{\alpha \times 0.99\%}{2.0 \text{ 万トン}}$$

②「低減額」に応じた配分

$$0.5 \text{ 百万円} \times \frac{(918 \text{ 円} - \beta \text{ 『落札(契約)単価』}) \times \alpha \times 0.99\%}{18 \text{ 百万円 (見込み総低減額)}}$$

【 α ：保管施設ごとの引き渡し見込み量（t）、 β ：当該保管施設の落札（契約）単価、但し有償落札（契約）の場合、0（ゼロ）とする】

※ 市町村負担分（小規模事業者分）の申込みをされている場合は乗じる

（2）P E T ボトル

P E T ボトルの合理化拠出金について平成 30 年度は発生しない見込みとなりました。理由は、逆有償分の単価および引き取り見込み量の増加によるものです。今年 1 月からの使用済み P E T ボトルの中国禁輸も要因の 1 つと考えております。

（3）プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の合理化拠出金は、他の素材と比較し大きな金額が支払われてきましたが、平成 31 年度に支払われる平成 30 年度分のプラスチック製容器包装の合理化拠出金は、平成 29 年度の合理化拠出金と同様に現時点での試算では発生しない見込みです。その理由として平成 30 年度におきましても、平成 29 年度同様の「想定単価」（3 年に 1 度変更する規則）を使用しており、平成 26 年～

平成 28 年に使用した想定単価と比較し顕著な低下が見られるためです。

この件に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 企画広報部 堀田、杉森

電話番号：03-5532-8589

F A X 番号：03-5532-9698

以上